

差別と危害

——帰結主義的差別論の擁護——

石田 柊

1. 序論

1.1 概要

正義論において「差別」を正面から扱った研究は、他の重要概念を扱った研究に比べて後れをとってきた。近年、カスパー・リッパート=ラスムセンの *Born Free and Equal?* (Lippert-Rasmussen 2013) によって議論の枠組みが整理され、おおむね「差別とは何か」「何が差別を不正にするか」「不正な差別への対抗として何が道徳的に許容されるか」の三つの筋で議論が進んでいる。本稿ではこのうち第二の問題を扱い、その解として帰結主義的構想を擁護する。

本稿の議論の構成は以下のとおりである。第二節では、非帰結主義的な立場のうち心的状態説と客観的意味説を取り上げて、それらの問題を指摘する。第三節では、帰結主義的構想のうち危害の量に着目したもの（危害説）の概略を示す。第四節では、危害説に対する反論に応答する。具体的には、危害の量という一元的尺度によっては説明できない差別特有の道徳的不正性があるとされる事例を取り上げ、それらが実際には危害説の枠組みから一步も出ることなく説明されると論じる。

1.2 議論の射程

議論の範囲を限定するため、まず以下の四点を確認したい。第一に、本稿では差別の定義を詳論しない。リッパート=ラスムセンによる定義(Lippert-Rasmussen 2013, 45-46)を参考にして、次のものを暫定的定義として採用する。

Xが ϕ することによってZと比べてYを差別しているのは、以下の場合でありかつその場合に限る。

- (i) ある属性Pを、YがもちZがもたない（とXが思っている）。
- (ii) Xは、 ϕ することで特定の観点でみてYをZよりも不利に処遇する。

(iii) (ii) が生じたのは、YがPをもちZがPをもたない（とXが思っている）からである。

本稿の議論にとって重要なことは次の四点である。差別が発生したかどうかの判定は、(a) 不利益の個人間 (interpersonal) 比較によって、(b) すべてを考慮したグローバルな不利益についてではなく特定のローカルな不利益について、(c) 属性Pの内容に制限を設けずに⁽¹⁾、そして (d) 記述的になされる。とりわけ最後の二点について、たとえば、逆差別 (reverse discrimination) という語は順差別 (non-reverse discrimination) とは差別者と被差別者が逆である差別を指して使われる。これによって、順差別と逆差別は差別者と被差別者の関係を除けば等しく差別であるということが明示される。この用語法は、誰が差別されるかによって差別の不正さが変わるという我々の直観を検証する上で適切であり、また表記の簡潔さの点で有用でもある⁽²⁾。順差別と逆差別とのあいだにそれ自体で道徳的に重要な違いがあるかないかは、その検証を経てわかることである。

第二に、「何が差別を不正にするか」は、差別の発生を含む事態全体についてすべてを考慮した (all things considered) 不正さの評価ではなく、差別であることにより生じる分のという意味でプロ・タントの (pro tanto) 不正さの評価をめざすものである⁽³⁾。

第三に、本稿では、差別的になされる行為・処遇・制度⁽⁴⁾ 自体の不正さを問題にしない。たとえば、ゲイを殴るという差別的行為の不正さとして本稿が扱うものは、ゲイを選択的に殴ることの不正さであって、殴ることの不正さではない。差別的になされる行為自体は不正でない場合があることに注意せよ。たとえば、ゲイを採用しないという差別的行為を考えると、ゲイを選択的に採用しないことが不正であるとしても、誰かを採用しないことはそれ自体で不正ではない。

最後に、差別の不正化要因 (wrong-maker) について、本稿では一元論を仮定して議論を進める。多元主義には複数の根拠が衝突した場合に決定不可能になるという一般の問題があるからである (Segall 2013, 116–17)。ただし、多元主義に反対する議論の積極的な展開は本稿の目的を超える。一元論がもっともらしい含意をもつことを示し、多元主義に訴える必要がないといえれば十分である。

(1) 属性Pについて、被差別者が特定の集団に帰属していることを差別の成立条件に含めることは、何が差別にあたるかについて論点先取のおそれがある (Lippert-Rasmussen 2013, 30–36; Thomsen 2013)。

(2) この用語法がどうしても反直観的であれば、本稿の「差別」「不正な差別」をそれぞれ「区別」「差別」と読み替えられたい。

(3) たとえば、アフーマティブ・アクションを、差別として通常の差別と等しく不正だがすべてを考慮して不正さが小さいと考えるよりも、差別として通常の差別より不正さが小さいと考えるほうが自然だろう。とはいえ、これは「差別としての」不正さに何を含めるかという用語法上の問題にすぎないので、深入りしない。

(4) 簡潔さのため、以下ではこれらを「差別的行為」とまとめてよぶことにする。

2. 非帰結主義的な立場

本節では、帰結主義的でないしかたで差別の不正さを説明する立場⁽⁵⁾のうち、主要なものとして心的状態説と客観的意味説を取り上げる⁽⁶⁾。

2.1 心的状態説

差別の不正さを、差別者の心的状態によって説明できるように思われるかもしれない⁽⁷⁾。この見方によれば、差別が不正であるのは、差別者の偏見・蔑視・敵視がその差別の背景にある場合であるということになる。ただし、心的状態説には根本的に不明瞭なところがある。たとえば、どの心的状態が問題なのか。とくに偏見については、信念内容が誤っていることが問題なのか、それとも信念内容に特定のものが含まれていることが問題なのか。しかし、本節はこうした議論には立ち入らず⁽⁸⁾、差別者の心的状態を参照するいかなる形の説明にもあてはまる問題点を指摘する。

まず、差別者の心的状態にかかわらず不正でありうる差別の事例として統計的差別がある。仮に、すぐに辞める応募者を採用しないことは十分に正当化され、かつ、採用後数年で辞める人の割合は女性においてのほうが男性においてよりも統計的に高いと知られているとする。このとき、離職率を理由に女性を雇わないことは、雇用者が女性に対していかなる偏見も敵意も抱いていないとしても、不正な統計的差別であるかもしれない。

反対に、偏見や敵意を伴う差別でありかつ不正ではないものはあるか。恋人からのメールを保存するのに対して嫌いな知人からのメールをすぐに削除することは、敵意を伴う差別であるけれども、不正な差別にあたるかは疑わしい。やや複雑な事例に以下のものがある。ある雇用者が、黒人を敵視しており、かつ、通常は署名するときにA社の万年筆を使うのだが嫌いな人

(5) 本稿では、通常理解される限りでの狭い意味で「帰結」の語を用いる。以下の例に合わせていえば、ある心的状態や社会的意味が生じているような事態を「帰結」と呼ぶような拡張的な語法を避ける。たとえば Louise (2004) をみよ。なお、このような拡張は帰結化 (consequentializing) とよばれ、近年その意義の検討が進められている。本稿では詳述しないので、たとえば Hurley 2013 を参照されたい。

(6) このほか、属性Pの内容によって差別の不正性が決まるとする立場がある。たとえば、差別が不正であるのは、Pが目下の目的にとって無関係 (irrelevant) であるとき、Pを被差別者が自ら選んだわけでないとき、Pを被差別者が今後簡単に変更できないとき、などである。本稿では個別に検討しないけれども、これらに対してはそれぞれ容易に反例が挙げられる (Lippert-Rasmussen 2013, 105-111)。

(7) 代表的な議論として Alexander (1992) や Cavanagh (2002, 153-211) がある。

(8) リッパート=ラスムセンが、心的状態説の代表的な論者であるラリー・アレクサンダーの議論の精緻化を試みている (Lippert-Rasmussen 2013, 113-27)。

の書類に署名するときにはB社の万年筆を使うことにしているとする。二つの万年筆は機能面で等しく、万年筆自体も筆跡も本人以外は弁別不可能だとする。この雇用者が黒人従業員と白人従業員とで万年筆を使い分けたとしても、不正な差別にはあたらないだろう。もちろん、類似の状況で不正な差別だといえそうな場合はある。たとえば、この雇用者が、黒人と白人とでオフィスを分けた場合には、不正な差別にあたるかもしれない。しかし、これは雇用者の敵意の有無にかかわらずそうである。これに対して、たとえ雇用者の敵意の表れだとしても、万年筆の使い分けは不正でない。

このように、差別の不正さを差別者の心的状態によって説明することは偽陰性と偽陽性の両方を呈する。とりわけ、統計的差別の不正性を論じられないことは、心的状態説の重大な欠陥ではないだろうか。

2.2 客観的意味説

次に、差別的行為の客観的意味にもとづく説明を検討する⁽⁹⁾。この立場によれば、ある差別的行為が不正である場合には、その不正さは、差別者の側にでも行為の帰結の側にでもなく、その行為自体の側、とりわけその行為が何であるかにある。デボラ・ヘルマンによれば、ある差別的行為が不正であるのは、その行為が、問題となる時代的・社会的条件に鑑みて、被差別者に対する貶価 (demeaning) を表出しているといえるときである⁽¹⁰⁾。誰かを貶価するというのは、端的に言えば、その人に等しい道徳的価値を認めないことを指す (Hellman 2008, 35-37)。たとえば、女性に対する差別的行為が不正であるのは、その行為が女性に男性よりも低い道徳的価値しか認めないことを含意しているからだということになる。同様に、不正の大きさの比較も貶価の程度の比較によってなされる。我々の社会で、女性がいづもどおり蔑視されることと男性が例外的に蔑視されることとは実際に生じる貶価の効果の大きさが異なり、したがって不正さも異なるというわけである (Blum 2002, 33-52; Hellman 2008, 80-81; Scanlon 2008, 74)。

しかし、客観的意味説にも問題がある。まず、客観説にとって、ある差別が不正であるためには、問題となる意味(たとえば貶価性)が誰かに伝わることを求められるのだろうか。一方で、求められないとすると、客観説は誰にも伝わっていない客観的意味を参照して差別の不正さを評価することになる。だが、そのような地に足のつかない道徳的評価規準 (Lippert-Rasmussen 2013, 131) は、少なくとも我々が使う上では機能しない。他方で、客観説が参照するのは誰かに伝わった意味だとしよう。直ちにわかるように、ある行為がどのような意味をもつかについ

(9) 代表的な議論として Hellman (2008) や Scanlon (2008, 37-88) や Eidelson (2015) がある。日本語圏では堀田義太郎が客観的意味説の擁護を試みている (堀田 2016)。

(10) ここでは代表的論者であるヘルマンの表出主義的な立場に焦点を当てる。けれども、彼女の議論の欠点として以下で指摘されるものは、行為の客観的意味を参照する議論すべてに該当する。

て、我々の意見は分かれうる。そして、差別の不正さを評価する規準が求められるのはまさにそうした境界事例においてであろう。これは、ある差別的行為の意味について単に我々が合意に至れていないということでも、理想的状況⁽¹¹⁾を設定してさえ合意に至りえないということでもない。いやしくも「この差別的行為は不正か」が真正に問われているならば、その議論の対象について、我々の意味解釈には対立があると考えるのが普通だということである。このとき、意味解釈の対立をどのように解決するのか。差別という事柄の性質上、多数決をとることはもっともらしくないだろう。客観説はまずこの問題に答えなければならない。この論点が先鋭化する事例として、広く知られていない障害にかかわる差別がある。企業が電話でしか問い合わせを受け付けないことは、言語障害をもつ人々に対する不正な差別にあたるか。午後3時で窓口営業を終える銀行は、通常の睡眠リズムをもたない人々を不正に差別しているか。現在の我々にとっての客観的意味に頼るならば、直ちに否と答えることになる。しかし、これらは障害者差別の不正性について我々が直面している真正の問いであって（少なくとも筆者はそう考える）、現在の道徳的直観を棚上げして考えるべきものではないだろうか。

次に、客観説にとって問題となる意味の具体的内容についても、既存の客観説はそれほど説得的ではない。ヘルマンは、平等な人間としての地位の毀損を候補として挙げている。しかし、人間性ベースの説明は種差別（Horta 2017）や産み分け（Lippert-Rasmussen 2013, 137-38）の不正性を説明できない。動物や胚はそもそも（完全な）人間ではないからである。もちろん、これらが不正な差別にあたるという見方には論争の余地がある。けれども、その可能性を根本から否定する立場は既存の議論から大きくかけ離れており、重い挙証責任を負うことになる。また、筆者は、これが客観的意味説として可能な唯一の形だと強弁するつもりもない。けれども、よりもっともらしい客観的意味の内容の提案は、客観的意味説を支持する論者自身がおこなうべきである⁽¹²⁾。

三つの問題点に共通するのは、差別にかかわる難しい道徳的問題に直面したときには、その時点で我々が共有しているものを参照しても無意味だということである。よりよい結論を導く過程で、差別にかかわる我々の道徳的直観が改訂される機会をはっきりと残すべきである⁽¹³⁾。

(11) たとえば Scanlon (1982, 103-128) をみよ。

(12) 一例として、カント主義の立場から動物の権利の擁護を試みる議論（たとえば Wood & O'Neill 1998）があるということが匿名の査読者から指摘された。このような提案を逐一批判的に検討することは本稿の目的を超えるので、今後の課題としたい。

(13) リッパート＝ラスムセンは、差別についての議論に、記述的にも規範的にも啓蒙的（enlightening）であることを課している。提示された議論が我々の直観と適合するだけでなく、一定のもっともらしい議論が提出されたならば我々の直観を改訂できるべきだということである。これは、歴史的に不利益を被ってきた集団を弱者として将来にわたり固定することのような実践上の問題ではなく、たとえば弱者ではないとされてきた集団が実際には弱者であったとわかることのような認識上の問題にかかわる（Lippert-Rasmussen 2013, 48; 堀田 2014, 94）。

3. 危害説

これらの問題を乗り越えた立場として、本節では、帰結主義的な立場、とりわけ差別によって生じた危害(harm)の量によって差別の不正性を評価する立場(危害説)を取り上げる⁽¹⁴⁾。リップパート=ラスムセンは、危害説を以下のように簡単に定式化している。

ある差別が不正であるとき、それが不正であるのは、その差別が人々の境遇をより悪くするからである。すなわち、その差別がある場合に、その差別が生じていないような適切な別の場合と比べて、人々の境遇がより悪くなっているからである。(Lippert-Rasmussen 2013, 154-55)

危害説自体の検討に立ち入る前に、危害自体にかかわる本稿での前提を確認したい。まず、「危害」は単に反効用(disutility)の意味で用いられる。具体的には、ある行為が危害を生じさせたといえるのは、他の点で等しい他の行為がなされる反実的状况に比べて誰かの福利(well-being)が損なわれ(る可能性が高ま)るときである。次に、福利とは何かにかんする議論には立ち入らず、よく知られた分類でいえば快樂説・選好充足説・客観的リスト説のいずれを採用しても妥当する議論として危害説を検討する⁽¹⁵⁾。

直ちに向けられる批判として、差別には危害の大きさによって説明されない特殊な道徳的側面があるのではないかというものがある⁽¹⁶⁾。順差別と逆差別の不正さの比較を考えよ。女性を雇わないという女性差別は、男性を雇わないという男性差別(たとえばアフーマティブ・アクション)よりも不正さが大きそうである。この追加の不正さは、差別者の意図が女性蔑視なのか性的平等の促進なのかという点や、そうした差別の客観的意味が女性蔑視なのか性的平等の促進なのかという点によって説明できるように思われるかもしれない。しかし、心的状態説

(14) 危害説の代表的著作として Lippert-Rasmussen (2006) や Thomsen (2013) がある。本稿では、危害の内容を限定しない一般的危害説を検討する。危害の内容を限定した危害説については、たとえば Moreau (2010) や Segall (2012) や Knight (2013) をみよ。

(15) 差別が生じたかどうかの判定にはローカルな危害の個人間比較が用いられる(1.2節での暫定的定義をみよ)のに対して、差別が不正であるかどうかの評価にはグローバルな危害の反実的個人内比較が用いられる。このことに注意せよ。この区別は循環的差別(すべての人が等しくそれぞれ誰かと比べて差別されているという差別形態)について重要になる。紙幅の都合により、循環的差別について詳しくは Moreau (2010, 172-73) や Segall (2012, 94-95) を参照されたい。

(16) 以降の議論は、大雑把に言えば、差別特有の不正さとして考えられるものには対応する危害が常にあるということを論証しようとしている。一般に、差別が他の行為とは異なるしかたで不正なのだと前提し、それによって危害への還元を批判するのは、端的に言えば論点先取である(Lippert-Rasmussen 2013, 170-71)。差別の道徳的特殊性に訴える議論については Cavanagh (2002, 155) や Alexander (2016, 7) をみよ。

や客観的意味説の欠点は既に指摘したとおりである。

仮にこのような追加の不正さがあるとして、それを認めることは、本当に危害説の枠組みを超えるのか。もし女性差別によって女性が被る危害が男性差別によって男性が被る危害よりも大きいならば、危害説は、前者がより不正だと結論付ける⁽¹⁷⁾。このことは、男女の境遇差を理由として、その他の点で同一の処遇一単位から得られる効用の大きさ（限界効用）が男性と女性とで異なる⁽¹⁸⁾ ならば十分にありそうなことである。反対に、境遇のよさが異なるAとBについて、A差別とB差別とで不正さが異なるとは我々は考えないだろう⁽¹⁹⁾。このように、順差別と逆差別で不正さが異なるという直観は、被差別者の境遇のよさによる限界効用の大きさの違いによって説明される。

4. 危害説批判とそれらへの再反論

追加の不正さに訴える危害説への反論は、順差別／逆差別にかかわるものに限られない。本節では、主要な反論をいくつか取り上げ、それらに応答する。

4.1 スティグマ

たしかに、ユダヤ人を600万人殺すことは、無作為に600万人を選んで殺すことよりも不正さが大きいように思われる。この追加の不正性は、殺されたのがすべてユダヤ人であることによって他のユダヤ人に対するスティグマ⁽²⁰⁾ が強化されることの危害によって説明できそうである（Lippert-Rasmussen 2013, 168-69）。この種の危害は、無作為の大量殺人では生じず、したがって二つの大量殺人の不正さを区別する要素として考えられる。危害説の立場からすれば、スティグマという形でいやしくも誰かに危害が生じているのであれば、その算入はもちろん求められる⁽²¹⁾。したがって、関連する危害をすべて算入するならば、上の道徳的区別は十分に可

(17) 繰り返しになるが、本稿で論じているのは、差別的になされる行為自体の不正さではなく、それが差別的であることによって生じる不正さである。ここでの問題は、差別対象が女性か男性かが変わるだけで差別性由来の不正さもまた変わるのかどうかである。

(18) 限界効用逓減の考慮（Hare 1978, 124-26）は、優先主義が求める加重とは異なる。後者が指すのは危害の道徳的価値の加重であるのに対し、前者が指すのは危害の大きさ自体の変化である（Persson 2001, 28; 井上 2017, 69-70）。

(19) この場合、我々は、A差別とB差別の一方を順差別、他方を逆差別とよぶことはしないだろう。順差別／逆差別という用語法は、そもそも被差別者の境遇差を前提にしたものであるかもしれない。

(20) 本稿の目的に照らして、また紙幅の都合から、スティグマとは何かの議論には立ち入らず（筆者はその検討を別稿にて詳しくおこなう予定である）、一般的な理解でとどめる。このような福利毀損のありかたがあると確認できれば十分である。

(21) ここでは、スティグマ危害を個人的価値（personal value）としてのみ考えている。これを非個人的価値

能である。

しかし、誰に対して生じた危害でもすべて算入して差別の不正さを測るべきだというのは、行き過ぎに思われる。たとえば、ユダヤ人が差別的に殺されたとき、ユダヤ人が同胞の処遇に傷つくのに加えて、非ユダヤ人もまた心を痛める。このとき、ユダヤ人と特段のかかわりのない人々がユダヤ人差別を見聞きして被る危害は、ユダヤ人差別の不正さを構成しない。この違いは以下のように説明できるかもしれない。殺人によって不正が働かれているのはまさに殺されたユダヤ人であるのに対して、それをユダヤ人に不利な（ユダヤ人に対して差別的な）しかたですることによって不正が働かれているのは、殺された当のユダヤ人のみならず、ユダヤ人全体だと考えるのが自然である。繰り返すように、本稿で検討するのは、ある差別的行為の不正さを構成するもののうち差別性に由来する不正さである。それゆえ、ある人がたとえ差別的行為の対象でないとしても差別の対象である限りその人が被った危害は問題になるのに対して、差別の対象ですらない場合には、問題にならないのである⁽²²⁾。

4.2 危害が生じないとされる差別——未遂

次に、実際には危害が生じていないけれども不正であるとされる差別を考える。

〈未遂1〉1930年代のドイツで、大学の学長Aが、ユダヤ人教員を全員解雇して強制的に国外退去させた。解雇されたユダヤ人教員はみな米国に移住し、そこでドイツにいた場合よりも賃金・研究環境等すべての点ではるかによい教員生活を送った⁽²³⁾。

〈未遂1〉において、解雇されたユダヤ人教員はたしかに危害を被っていない。けれども、米国で境遇がよくなったことは単なる偶然ではないだろうか。つまり、Aはユダヤ人教員の境遇を悪くする確率を著しく上げ、たまたま境遇の好転という事象が生じたにすぎない。このようにして、単に実際に生じた事態だけを参照するものではなく、生じた事態とそれぞれの事

(impersonal value) として、すなわち誰かにとって (for) 有害なのではなく端的に有害なものとして考える場合には、客観的意味説が直面する問題がそのまま妥当することになる。

(22) このことは、差別対象と差別的行為の対象の外延が完全には一致しない場合に重要になる一般的な論点である（この点の重要性は匿名の査読者のコメントから示唆された）。たとえば、ある大学が黒人に不利になるよう黒人居住地区に住んでいる受験生の成績を割り引いて評価することを考えよ。差別的になされた行為（成績の割り引き）についていえば、そこに住んでいる白人受験生は成績割り引きの対象であるのに対してそこに住んでいない黒人受験生は成績割り引きの対象でない。他方で、差別についていえば、黒人居住地区に住んでいる白人受験生は黒人差別の対象でないのに対してそこに住んでいない黒人受験生は黒人差別の対象である（Eidelson 2015, 43-44）。

(23) Lippert-Rasmussen (2013, 157) を参考にした。

態がどのような確率で生じるかを参照するものとして危害を理解すれば⁽²⁴⁾、〈未遂1〉では危害が生じているといえる。このことを明らかにするために、以下の状況を考えよ。

〈未遂2〉1930年代のドイツで、大学の学長Bが、ユダヤ人教員を全員解雇して強制的に国外退去させた。解雇されたユダヤ人教員はみな米国に移住し、そこでドイツにいた場合よりも賃金・研究環境等すべての点ではるかによい教員生活を送った。ただし、この移住と再就職は、ユダヤ人教員自身が知らないところでBが手配していたものだった⁽²⁵⁾ (Bは、ユダヤ人がドイツからいなくなることにのみ関心をもっており、面倒事を避けるために手配をおこなったとせよ)。

議論のため、解雇と再就職の一連の事柄について当事者以外は誰も知らないものとせよ。Bによる手配が確実になされ、ユダヤ人教員の境遇の好転が高い確率で見込まれるならば、ユダヤ人教員はたしかにいかなる意味でも危害を被っていない⁽²⁶⁾。それゆえ、Bはユダヤ人教員に対して不正を働いていない⁽²⁷⁾。それでは、Bは誰に不正を働いているのか。もし誰にも不正を働いていないのだとすれば、そもそもBの差別は本当に不正だろうか。

4.3 危害が生じないとされる差別——不正を働くふり

最後に、危害のない不正な差別であるように思われるものの特殊な例として、不正な差別をしているように装っている場合を考える。

〈天邪鬼〉大学の学長Cは、女性教員の割合が著しく小さいことを問題視し、今回は女性のみを採用することにした。しかし、過去の応募者のほとんどが男性であることをCは知っ

(24) これは蓋然主義 (probabilism) とよばれる立場である (Carlson 1995, 20; 安藤 2007, 62-66)。同様のことが、たとえばAが解雇したユダヤ人教員がたまたま解雇を気に留めなかった場合にもいえる。それゆえ、福利の反実的個人内比較はナイトが指摘する欠点 (Knight 2013, 55) を免れている。

(25) Slavny & Parr (2015, 105-106) を参考に筆者が再構成した。

(26) 差別的解雇に関連して生じる危害の大きさは、ユダヤ人であることを理由に解雇されたということに伴うスティグマ危害を算入して評価されなければならない。ここでは、議論のため、スティグマによる反効用を米国でのよい生活の効用(にその生活を享受できる確率を乗じたもの)が上回ると仮定している。なお、解雇・再就職の手配が本人の同意を得ずにおこなわれているということに由来する不正さは、差別的であることに由来する不正さでないことに注意せよ。たとえ無差別に教員を選んでやっていたとしても、同意をとらずに解雇・再就職を進めることは不正でありうる。

(27) ここでは行為の道徳的不正のみを問題とする。Bの差別的行為がBの性格のよさの評価に影響する可能性を筆者は否定しない (Lippert-Rasmussen 2013, 173-74; Hare 1993, 212-30)。けれども、その検討を本稿ではおこなわない。

ていた。そこでCは、女性の応募者を増やすために、求人広告にわざとらしく「女性お断り」と書き注目を集めることにした⁽²⁸⁾。狙いは成功し、女性を含めて十分な数の応募があった。応募者はみなおよそ似たような特性をもっていたので、Cはすべての採用枠を女性に割り振った⁽²⁹⁾。

求人広告の内容を脇に置けば、Cは女性を優遇する逆差別をおこなっていることになり、その正不正はそれ自体で評価されうる。問題は、Cの求人広告が、女性を冷遇する順差別として不正であるのかどうかである。そうであるためには、この求人広告があることで、なかった場合よりも女性の福利（の期待値）が低下していなければならない。まず、応募した女性については、〈未遂2〉におけるユダヤ人教員と同様に、この一連の差別的な雇用方針によって女性是不利益を被っていない⁽³⁰⁾。それゆえ、Cが求人広告によって不正を働いているとすれば、それは応募していない女性に対してだということになる。そして、この広告を見た女性はたしかにスティグマ危害を被ると考えられ、したがって〈天邪鬼〉は不正な差別を含むことになる。このことは〈未遂2〉の考察と矛盾しない。我々は、〈未遂2〉について考えた際に、一連の解雇・再雇用について他の誰も知らないと想定した。この想定を変更し、ユダヤ人教員の境遇の好転が保証されているとしてもそのことは知られず、ユダヤ人教員の解雇のみが広く知られるとしよう。このとき、ユダヤ人はスティグマ危害を被るであろうし、それを算入しない理由はない。

4.4 小括——危害説にとっての課題とは何か

本節では、差別の不正性を危害の量によって説明する見方への反例となりうるものをいくつか取り上げて、それらが実際には危害説の枠組みで説明されることを指摘した。ただし、この議論が成功するためには、算入すべき危害の内容について既にみたようないくつかの前提が必要である。第一に、危害は、実際に生じた事態ではなく、生じた事態とそれが生じる確率を

(28) 変種として次の状況が考えられる。学長Cは、「女性お断り」という差別的な求人広告を無視できる女性の採用をまさに意図してこの求人広告を出したとする。というのも、Cの大学には女性を蔑視する教員や学生が多くおり、かれらをあしらったり反論したりすることが求められるとCは考えたからである。この変更は議論を左右しない。目下の目的との関連性は差別の不正さを左右しないからである (Cavanagh 2002, 156-57; Hellman 2008, 114-37; Lippert-Rasmussen 2013, 105-106)。註6もみよ。なお、一般的な論点として、顧客や同僚からの処遇のされかたを広義の「能力」とみなしてその能力（反応適性 reaction qualification）を参照する採用方針それ自体が（どのような場合に）不正な差別にあたるかの検討は Wertheimer (1983) や Lippert-Rasmussen (2013, 235-60) をみよ。

(29) Lippert-Rasmussen (2013, 59) を参考に、筆者が再構成した。

(30) ここでも、雇用される可能性が男性よりも高いことの効用が、「女性お断り」の求人広告に接することの反効用を上回ると仮定している。註26をみよ。

参照して測られる。第二に、不正性を評価する上で危害の種類は問われない。とりわけ、差別的行為の対象者でなくとも差別の対象者であれば、その人が被る（差別自体に由来する分の）危害は算入される。ただし、第三に、差別の対象者でない者が被る危害は算入されない。

これらの前提に無理があるようには思われない。また、危害概念から説明力を奪うほどの過拡張にも陥っていないだろう。ただし、それを本格的に擁護する価値論上の議論は本稿の目的を超える。また、これらの前提が正当化されたのちにしか危害説自身が正当化されないという指摘は正しい。けれども、明らかに反直観的な含意をもつ心的状態説や、説明力そのものを欠く客観的意味説よりも、危害説は疑いなく優位に立っている。

5. 結論

本稿では、心的状態説と客観的意味説を仮想敵として、差別の不正性を危害の量に対応させる立場の擁護を試みた。議論を手短にまとめると次のようになる。危害が生じているか否かを丁寧に観察すれば危害と不正性は完全に連動しており、その上で危害のない差別はもはや不正でない。

唯一の理論的留保は、この観察の前提となる価値論上の議論が危害説の成否の鍵を握っているということである。実践的には、危害の計測可能性がもちろん重大な問題として控えている。これらは危害説を退ける根拠というよりは危害説にとっての次なる課題であり、別稿で詳論されなければならない。

謝辞

本研究はJSPS特別研究員奨励費（18J15194）の助成を受けたものである。本稿の草稿やそのもとになった各種発表原稿にコメントをくれた各氏、とくに阿部崇史（東京大学）、井上彰（東京大学）、福原正人（東京大学）、堀田義太郎（東京理科大学）、宮本雅也（早稲田大学）の各氏および匿名の査読者二名に感謝する。

引用文献

- Alexander, Larry. 1992. 'What Makes Wrongful Discrimination Wrong? Biases, Preferences, Stereotypes, and Proxies'. *University of Pennsylvania Law Review* 141: 149-219.
- . 2016. 'Is Wrongful Discrimination Really Wrong?' *San Diego Legal Studies Paper* 17-257. doi: 10.2139/ssrn.2909277.
- Blum, Lawrence. 2002. *"I'm Not a Racist, but...": The Moral Quandary of Race*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Carlson, Erik. (1995) 1995. *Consequentialism Reconsidered*. Dordrecht, the Netherlands: Kluwer Academic Publishers. Reprint, Springer. Citations refer to the Springer edition.
- Cavanagh, Matt. 2002. *Against Equality of Opportunity*. Oxford: Oxford University Press.

- Eidelson, Benjamin. 2015. *Discrimination and Disrespect*. Oxford: Oxford University Press.
- Hare, Richard M. 1978. 'Justice and Equality'. In *Justice and Economic Distribution*, edited by John Arthur and William H. Shaw, 116–31. Englewood Cliffs, NJ: Pearson.
- . (1989) 1993. *Essays in Ethical Theory*. Oxford: Oxford University Press. Reprint, Oxford: Clarendon Press. Citations refer to the Clarendon edition.
- Hellman, Deborah. 2008. *When Is Discrimination Wrong?* Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Horta, Oscar. 2017. 'Why the Concept of Moral Status Should Be Abandoned'. *Ethical Theory and Moral Practice* 20: 899–910.
- Hurley, Paul. 2013. 'Consequentializing and Deontologizing: Clogging the Consequentialist Vacuum'. In *Oxford Studies in Normative Ethics Volume 3*, edited by Mark Timmons, 123–53. Oxford: Oxford University Press.
- Knight, Carl. 2013. 'The Injustice of Discrimination'. *South African Journal of Philosophy* 32 (1): 47–59.
- Lippert-Rasmussen, Kasper. 2006. 'Private Discrimination: A Prioritarian, Desert-Accommodating Account'. *San Diego Law Review* 43: 817–56
- . 2013. *Born Free and Equal? A Philosophical Inquiry into the Nature of Discrimination*. Oxford: Oxford University Press.
- Louise, Jenny. 2004. 'Relativity of Value and the Consequentialist Umbrella'. *The Philosophical Quarterly* 54 (217): 518–536.
- Moreau, Sophia. 2010. 'What Is Discrimination?' *Philosophy and Public Affairs* 38 (2): 143–79.
- Persson, Ingmar. 2001. 'Equality, Priority and Person-Affecting Value'. *Ethical Theory and Moral Practice* 4: 23–39.
- Scanlon, Thomas C. 1982. 'Contractualism and Utilitarianism'. In *Utilitarianism and Beyond*, edited by Amartya Sen and Bernard Williams, 103–28. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2008. *Moral Dimensions: Permissibility, Meaning, and Blame*. Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard University Press.
- Segall, Shlomi. 2012. 'What's So Bad about Discrimination?' *Utilitas* 24 (1): 82–100.
- . 2013. *Equality and Opportunity*. Oxford: Oxford University Press, 2013.
- Slavny, Adam and Tom Parr. 2015. 'Harmless Discrimination'. *Legal Theory* 21: 100–114.
- Thomsen, Frej Klem. 2013. 'But Some Groups Are More Equal than Others: A Critical Review of the Group-Criterion in the Concept of Discrimination'. *Social Theory and Practice* 39 (1): 120–46.
- Wertheimer, Alan. 1983. 'Jobs, Qualifications, and Preferences'. *Ethics* 94 (1): 99–112.
- Wood, Allen and Onora O'Neill. 1998. 'Kant on Duties Regarding Nonrational Nature'. *Proceedings of the Aristotelian Society Supplementary Volumes* 72: 189–228.
- 安藤馨 (2007) 『統治と功利』 勁草書房。
- 井上彰 (2017) 「功利主義と優先主義——人格の別個性を切り口に」、若松良樹編『功利主義の逆襲』所収、57–84 ページ。ナカニシヤ出版。
- 堀田義太郎 (2014) 「差別の規範理論——差別の悪の根拠に関する検討」『社会と倫理』29号、93–109 ページ
- (2016) 「何が差別を悪くするのか——不利益説の批判的検討」『倫理学年報』65集、279–92 ページ。